

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の施行について  
(平成11年10月19日島生企甲第621号県警察本部長例規通達)

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。以下「法」という。)は本年5月26日公布され、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の施行期日を定める政令(平成11年政令第322号)により本年11月1日から施行されることとなった。

その制定の趣旨、要点及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 記

### 第1 制定の趣旨

平成6年に批准された児童の権利に関する条約では、児童はあらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から保護されることが定められている。本法は、児童の権利に関する条約の精神を踏まえ、より一層児童の保護を図るため、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及びこれらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めたものである。

### 第2 法の要点

#### 1 目的

児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とすることとした。(第1条関係)

#### 2 定義

(1) 児童とは、18歳に満たない者をいうこととした。(第2条第1項関係)

(2) 児童買春とは、児童等に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。)をすることをいうこととした。(第2条第2項関係)

(3) 児童ポルノとは、写真、ビデオテープその他の物であって、次のいずれかに該当する児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいうこととした。

ア 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

イ 他人が児童の性器を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

#### 3 適用上の注意

法の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないこととした。(第3条関係)

#### 4 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰

(1) 次に掲げる各行為について、所要の罰則を設けるとともに、国民の国外犯を処罰

することとした。(第4条から第8条まで及び第10条関係)

ア 児童買春

イ 児童買春周旋

ウ 児童買春勧誘

エ 児童ポルノ頒布等

オ 児童買春等目的人身売買等

(2) 児童の年齢の知情

児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、児童買春周旋、児童買春勧誘、児童ポルノ頒布等及び児童買春目的人身売買等の規定による処罰を免れることができない(ただし、過失がないときは、この限りではない。)こととした。(第9条関係)

(3) 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、児童買春周旋、児童買春勧誘、児童ポルノ頒布等の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して所定の罰金刑を科することとした。(第11条関係)

5 児童の保護等

(1) 捜査及び公判における配慮等

法に規定する罪に係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たり、児童の権利及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならないこととし、国及び地方公共団体は、これらの者に対し、訓練及び啓発を行うよう努めるものとした。(第12条関係)

(2) 教育、啓発等

国及び地方公共団体は、児童売春、児童ポルノ頒布等の行為を未然に防止することができるよう、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発等に努めるものとした。(第14条関係)

(3) 心身に有害な影響を受けた児童の保護

関係行政機関は、心身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のための措置を適切に講じずるものとし、さらに、必要があると認められるときは、その保護者に対し、相談、指導、その他の措置を講ずるものとした。(第15条関係)

(4) 国際協力の推進

国は、法に規定する罪に係る行為の防止及び事件の適正かつ迅速な捜査のため、国際協力の推進に努めるものとした。(第17条関係)

6 条例との関係

地方公共団体の条例の規定で、法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、法の施行と同時にその効力を失うものとした。(附則第2条関係)

第3 運用上の留意事項

1 法の趣旨を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の取締りを推進するとともに

に、児童の保護等を推進すること。

- 2 法の施行後における国外犯捜査への対応を含めた捜査体制及び犯罪の特性等を踏まえた保護体制の整備を図ること。
- 3 法の適切な運用を図るため、部内における教養等を推進することにより、法の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。